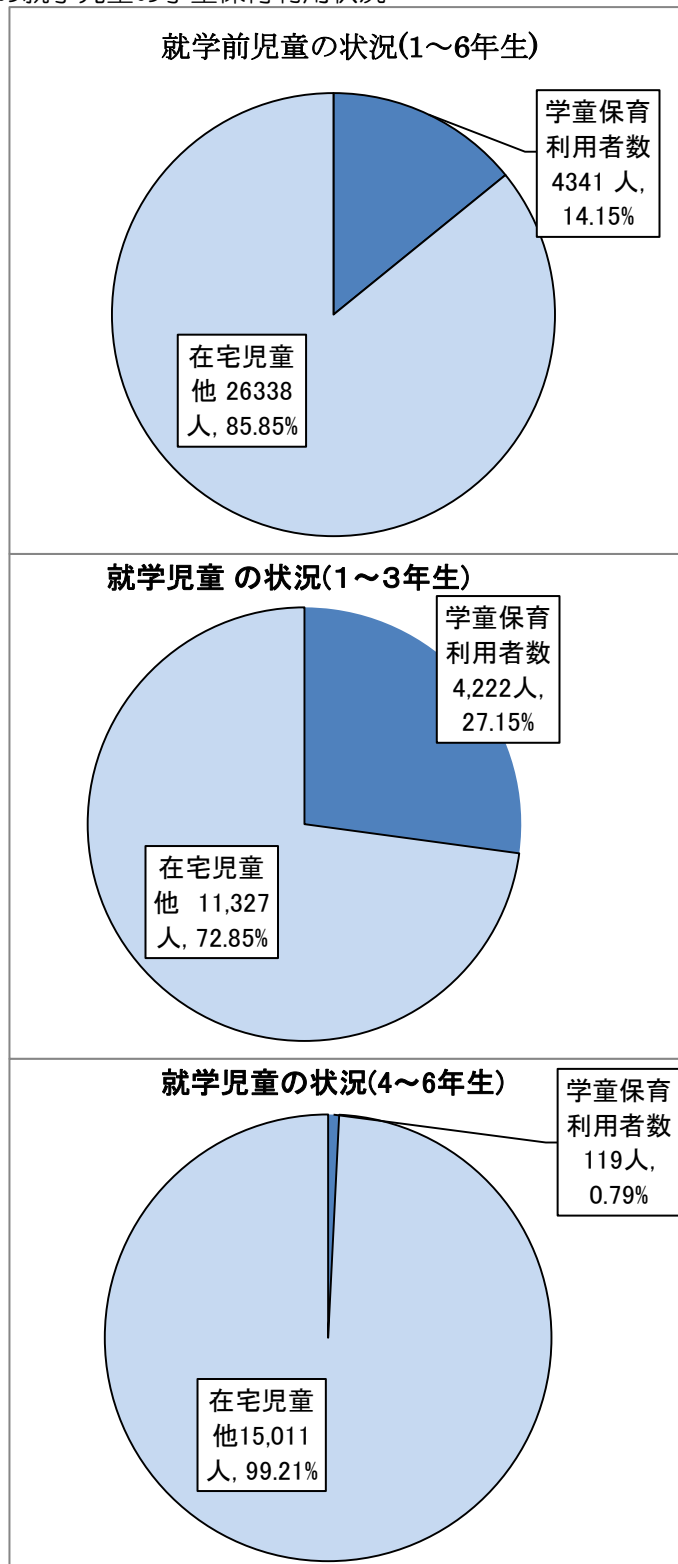


3 学童保育の現状

(1) 学童保育の利用状況

資料 3-1 大田区の就学児童の学童保育利用状況



平成 27 年 4 月 1 日現在

平成 27 年 4 月より、児童福祉法の改正により学童保育の対象学年が小学校 1 年生から 6 年生までに拡大された。

平成 27 年 4 月 1 日現在、就学児童人口(6 歳～11 歳)30,697 人のうち、学童保育を利用している児童は 4,341 人(14.15%)である。6 歳～8 歳(1 年生～3 年生)15,549 人の中では、4,222 人(27.15%)、9 歳～11 歳(4 年生～6 年生) 15,130 人のうち、119 人(0.79%)が利用している。

4 学童保育運営費と利用者負担の現状

(1) 学童保育料のしくみと利用者負担割合

資料 4-1 学童保育運営経費と利用者負担金（平成26年度）

	学童保育室管理・運営費 1,202,492千円 (100%)			
歳出	委託料 89,083千円 (7.41%)	人件費等 1,006,557千円 (83.71%)	おやつ 64,225千円 (5.34%)	施設管理費 42,678千円 (3.54%)
歳入	学童保育料 (延長、夏休み利用等含む) 189,420千円 (15.75%)		区負担 1,013,072千円 (84.25%)	

資料 4-2 学童保育運営費の推移

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
約 11 億 7881 万円	約 11 億 8552 万円	約 11 億 4189 万円	約 11 億 1750 万円	約 12 億 249 万円

学童保育運営経費約 12 億円のうち、学童保育を利用する児童の保護者負担の割合は、15.75%(約 1 億 9 千万円)であり、84.25%(約 10 億円)は公費で負担している。

(2) 大田区学童保育料と低所得世帯・多子世帯への減免制度

資料 4-3 学童保育料

項 目	金 額
通常利用保育料 (月額)	4,000 円
延長利用保育料 (月額)	1,000 円
夏休み利用	5,000 円
一時利用 (1 回)	500 円

減免規定

	番 号	項 目	内 容		
			延長利用を除く	延長利用	
通常利用	①	保護者が生活保護受給者であるとき。	免 除	免 除	
	②	保護者の属する世帯(その世帯の生計を主に維持している者の世帯を含む。)が前年度住民税非課税であり、かつ、現年度においても同じ状況が見込まれるとき。	ひとり親世帯	免 除	
			上記以外	児童 1 人につき 月 3,000 円減額	
	③	生計を一にする世帯において、2人以上の児童が学童保育を利用しているとき。2人目の児童から	児童 1 人につき 月 1,000 円減額		
④	区長が保育料の納付が特に困難と認めるとき。	ひとり親世帯	免 除	免 除	
		上記以外	児童 1 人につき 月 3,000 円減額		
夏休み利用	①	保護者が生活保護受給者であるとき。	免 除	免 除	
	②	保護者の属する世帯(その世帯の生計を主に維持している者の世帯を含む。)が前年度住民税非課税であり、かつ、現年度においても同じ状況が見込まれるとき。	ひとり親世帯	免 除	免 除
			上記以外	児童 1 人につき 月 3,500 円減額	
③	区長が保育料の納付が特に困難と認めるとき。	ひとり親	免 除	免 除	
		上記以外	児童 1 人につき 月 3,500 円減額		
その他区長が特に認めるとき。			一時利用に係る保育料を免除		

学童の通常利用保育料は、月額 4,000 円の定額制である。なお、低所得世帯や多子世帯など状況に応じて減額・免除制度が設定されている。

(3) 他区における学童保育料等の状況

資料 4-4 放課後児童健全育成事業として実施している他区の状況

(円)

		学童保育料月額	おやつ代月額	計
	大田区	4,000		4,000
1	文京区	7,000		7,000
2	台東区	4,000	2,000	6,000
3	北区	5,000	1,500	6,500
4	目黒区	8,000		8,000
5	世田谷区	5,000		5,000
6	渋谷区	0	1食 70	1,680
7	中野区	4,400		4,400
8	杉並区	4,000	1,800	5,800
9	豊島区	3,000	1,000	4,000
10	練馬区	5,500		5,500
11	墨田区	4,500		4,500
12	江東区	4,000	1,500	5,500
13	足立区	6,000		6,000
平 均				5,375

※渋谷区はおやつ代1食70円のため、月24日計算で算出

《大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める設備基準》

設備関係

- ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと

支援単位と職員配置

- ・放課後児童健全育成事業の1支援単位は児童数40名以内。
- ・1支援単位の職員配置は、2名以上うち1名は有資格者（教員免許、保育士など）でなければならない。

大田区では、児童福祉法に基づく放課児童健全育成事業として実施しているが、他自治体では、さまざまな形態で実施されている。大田区と同様の内容で実施している他区の学童保育料の月額平均は5,375円であり、大田区の保育料は他区の平均より低い設定となっている。